



令和3年度 地方公共団体職員等研修を開催します

例年、農林水産消費安全技術センター（ファミックFAMIC）では、農林水産省所管の独立行政法人として、地方公共団体の関係行政部局（主として消費者行政担当部局）の職員・相談員等を対象に、農林水産省における消費者行政、食品等の一般知識、商品テストに係る検査分析技術等に関する研修会を開催しております。

FAMIC仙台センターでは、東北管内の地方公共団体の上記職員の方々を対象に、今年度は別紙開催要領のとおり、9月29日（水）に開催します。

受講希望の方は、所定の受講申込書により、9月15日（水）までに電子メール、FAX又は郵送でお申込み下さい。（定員12名、先着順）

なお、会場の都合上、同一団体から申込み複数の場合は、調整させて頂く場合がありますので予めご了承下さい。

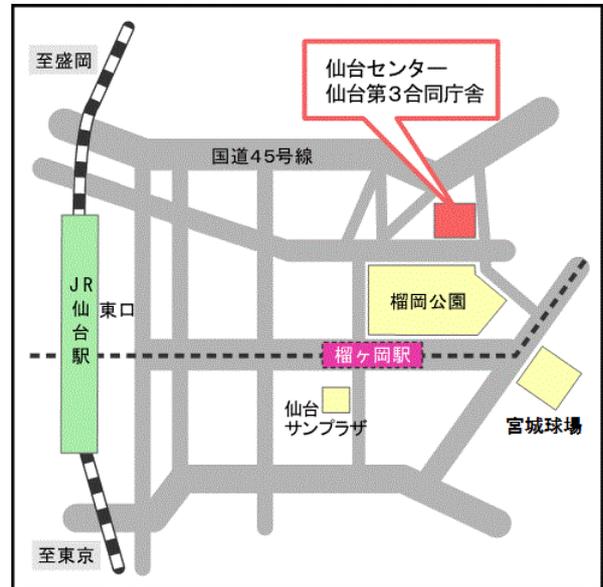


○ 担当者連絡先

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
仙台センター 業務管理課 澁谷
管理官 渡邊

所在地：〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15
仙台第3合同庁舎
電話：050-3797-1889 Fax：022-293-3933
e-mail：famic-sendai-daihyo1888@famic.go.jp

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 仙台センター 案内図



◇所在地◇

〒983-0842

- ・ 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第3合同庁舎
- ・ Tel : 050-3797-1889 (I P 電話、業務管理課直通) Fax : 022-293-3933

◇交通◇

- ・ JR 「仙台駅」下車徒歩 25 分
- ・ JR 仙石線「榴ヶ岡駅」下車徒歩 10 分
- ・ 駐車場は、非常に限られた台数しか利用できませんので、出来る限り公共交通機関をご利用ください。

開 催 要 領

- 1 名 称 令和3年度 地方公共団体職員等研修
- 2 目 的 地方公共団体の消費者担当部局及び消費生活センターの職員等を対象とし、消費者に対する食品等に関する情報提供業務等の適切な実施を支援すること。
- 3 実施年月日 令和3年9月29日（水）
- 4 実施場所 農林水産消費安全技術センター仙台センター
〔仙台市宮城野区五輪1-3-15仙台第3合同庁舎〕
〔第2共用会議室（8階）〕
- 5 対象者 地方公共団体の消費者担当部局及び消費生活センターの職員等
- 6 定 員 12名程度
- 7 講習等の内容 下表のとおり

月日	時間	研修内容	講師等
9/29 (水)	10:00～10:25	受付	
	10:25～10:30	開講あいさつ オリエンテーション	仙台センター所長 業務管理課職員
	10:30～11:30 (60分)	〔講義1〕 肥料法について～肥料をより使いやすく 安全に～ ※ 施設見学含む	肥飼料検査課職員
	11:30～12:00 (30分)	〔講義2〕 事業者・産地の提案による新しいJAS について～人工種苗生産技術による水産 養殖製品のJAS～	規格検査課職員
	12:00～13:05	昼休み	
	13:05～14:35 (90分)	〔講義3〕 我が国周辺の沿岸域における主要な水産 資源の近年の動向と資源管理の現状につ いて	岩手大学農学部食料生産環境 学科水産システム学コース 教授 三陸水産研究センター 副センター長 後藤 友明
	14:40～15:40 (60分)	〔実技〕 水産物（まぐろ）の解凍履歴判別検査に ついて	表示指導課職員
	15:40	閉講あいさつ (解散)	仙台センター次長

(敬称略)

※各講義・実技の概要については、別紙「研修内容のあらまし」をご参照ください。

令和3年度 地方公共団体職員等研修 研修内容のあらまし

農林水産消費安全技術センター（FAMIC）では、例年、地方公共団体の消費者行政担当部局、消費生活センターの職員等を対象に、消費者に対する食品等に関する情報提供業務等の適切な実施を支援するための研修を行っています。

本年度、FAMIC 仙台センターでは、JAS 制度や肥料法の改正等を題材に、下記4講座の研修を計画しました。

参加される皆様にとって、消費者相談対応にかかる知識を深める一助になれば幸いです。

1. 肥料法について～肥料をより使いやすく安全に～

肥料を生産・輸入・販売する際のルールを定めた「肥料取締法」の一部を改正する法律が令和元年12月に公布されました。これに伴い、令和2年12月1日から、法律名が「肥料の品質の確保等に関する法律」（通称「肥料法」）に変わり、これまでのルールが一部変わりました。

ルール自体は一般の方にはあまりなじみがないかもしれませんが、しかし、肥料は、農地で使われ、その成分を吸収して育った農作物が食卓に届くため、巡り巡って私たちの食に関わるものです。

本講では、肥料法がどのような法律で、法律改正により何が変わったのか紹介します。

2. 事業者・産地の提案による新しいJASについて～人工種苗生産技術による水産養殖製品のJAS～

日本農林規格等に関する法律（JAS 法）に基づく JAS 制度は、食品・農林水産品やこれらの取扱い等の方法などについての規格（JAS）を国が制定するとともに、JAS を満たすことを証するマーク（JAS マーク）を、当該食品・農林水産品や事業者の広告などに表示できる制度です。JAS マークを商品の購入の際の判断材料にしたり、JAS を取引におけるアピールの手段にしたりなど、様々な場面で JAS・JAS マークが活用されています。

本講では、新設された人工種苗生産技術による水産養殖製品の日本農林規格について情報提供します。

3. 我が国周辺の沿岸域における主要な水産資源の近年の動向と資源管理の現状について

四方を海に囲まれ、親潮、黒潮を始め恵まれた海洋環境を有する日本では、古くから沿岸・沖合域で漁業が盛んに営まれ、日本国民は魚食民族と言われるほど「海の幸」に親しんできました。今日においても、我が国は、年間約 431 万トン（2017 年）の漁業生産量を有する世界有数の水産国です。

この水産資源を管理して持続的な漁業を実現するため、産官学の多種多様な主体による研究や取組が進められています。例えば、太平洋クロマグロについては、その資源回復に向けた中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の国際合意に基づき、我が国では 2015 年から全ての漁業を対象に、本種漁獲量の抑制に取り組んでいます。

本講では、我が国周辺の沿岸域における主要な水産資源の近年の動向と資源管理の現状について、クロマグロやサケ、サンマなどの資源管理の状況を交えてご紹介頂きます。

4. 水産物（まぐろ）の解凍履歴判別検査について

食品の表示については、平成 27 年に食品表示法が施行され、包括的かつ一元的な制度が創設されました。具体的な表示のルールは、食品表示基準に定められており、食品の製造者、加工者、輸入者又は販売者に対しては、食品表示基準の遵守が義務付けられています。

水産物においては、特性に応じて表示が必要な事項があり、なかでも「解凍した旨、養殖された旨」は、品質や価格にも直結するものであるため、重要な事項ですが、不正確な場合が散見されます。そこで FAMIC では、市販品の買い上げ調査を行い、「解凍」表示が無いものであっても、いったん凍結された後に解凍されたものか否かを確認しています。

本講では、その判別方法を紹介するとともに、実技も体験して頂きます。

以上